

## 熊本県地域医療構想の項目（案）について

H28. 3. 17 熊本県健康福祉部

### 1 基本的事項

- 構想策定の趣旨、構想の位置付け
- 構想の理念を踏まえた本県において 2025 年の目指す姿

・団塊の世代が75歳となる2025年に向け、高齢化が進展し、医療需要が増加する一方で、人材や施設などの医療資源が限られた中であっても、県民が安心して暮らしていけるよう、必要な時に、必要な医療・介護サービスを受けられるよう、病床機能の分化・連携（医療介護の連携を含む。）や在宅医療等を推進し、効率的で質の高い医療提供体制を整備していく。

- 誇るべき「宝」である熊本の医療
- 構想の策定体制、策定プロセス 等

### 2 本県人口の推移・見通し

- 人口及び高齢者人口の推移、○ 高齢者世帯の推移 等

※地域医療構想の策定に当たって、将来（2025年）の人口推計は、厚労省医政局長通知により、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（2013年）3月中位推計」を用いることを規定しているが、熊本県人口ビジョン（平成27年10月）における「熊本県将来展望」の推計も併記

### 3 医療・介護資源の現状

- 医療施設、医療従事者の状況
- 介護施設（高齢者向け住まいを含む）、介護従事者の状況 等

### 4 構想区域

- (1) 構想区域の設定の考え方
- (2) 構想区域の設定

（参考）

- ・患者の受療動向等を踏まえたデータに基づく「たたき台」として示した5パターンの検討状況や検討に当たっての課題（地域検討専門部会等における指摘事項等）
- ・本県における高度急性期の状況について、三次救急医療機関（熊本大学医学部附属病院、熊本赤十字病院、国立病院機構熊本医療センター、済生会熊本病院）を中心とした県内各地域からの患者の受入状況等を図で示すことも検討。

## 5 将来（2025年）の医療需要・必要病床数の推計

### (1) 医療需要（在宅医療等を含む）及び必要病床数の推計方法

#### ア 厚生労働省令に基づく必要病床数

（＝厚労省提供データに基づく医療需要を厚労省令に基づく病床稼働率で除した病床数）

[その他検討している推計方法（未定稿）]

イ 「地域医療の実情把握のための聞き取り調査（以下「聞き取り調査」という。）」  
において各医療機関が見込んでいる病床数

ウ 熊本県人口ビジョンを反映した医療需要を「聞き取り調査」に基づく地域における病床稼働率（実績）で除した病床数

エ 過去の病床数の減少率（実績）が2025年まで続くとした場合の病床数

### (2) 医療需要（在宅医療等を含む）及び必要病床数の推計結果

○ 必要病床数（上記5(1)ア）の患者流出入数の県間・県内区域間調整の考え方

### (3) 必要病床数（上記5(1)ア～エ）と平成27年度病床機能報告による病床数との比較

## 6 構想区域ごとの状況 ※構想区域ごとに記載

### (1) 熊本構想区域

#### (ア) 現状

○ 人口の状況、○ 医療・介護資源の状況

○ 疾患ごとのアクセス時間 等

#### (イ) 将来の姿

○ 人口推計（増減）、少子化・高齢化率の変化、単身世帯割合の変化

○ 推計患者数（医療需要の変化）、

○ 必要病床数（上記5(1)ア～エ）、在宅医療等の必要量推計

○ 必要病床数（上記5(1)ア～エ）と病床機能報告による病床数との比較 等

#### (ウ) 医療提供体制上の課題

○ 厚労省提供データブックから読み取れる課題（例えば、地域において不足する医療機能の把握）

○ 「聞き取り調査」で把握した医療機関からの意見 等

### (2) 宇城構想区域

### (3) 有明構想区域

### (4) 鹿本構想区域

### (5) 菊池構想区域

### (6) 阿蘇構想区域

### (7) 上益城構想区域

### (8) 八代構想区域

### (9) 芦北構想区域

### (10) 球磨構想区域

### (11) 天草構想区域

## 7 将来（2025年）のあるべき医療提供体制の実現に向けた施策

- 2025年に向け、地域医療構想の実現と地域包括ケアシステムの構築を「両輪」で推進していくための施策 ※数値目標についても可能なものは設定予定。

### (1) 医療機能の分化・連携

（施策例）

- 医療機関、訪問看護ステーション、薬局及び介護関係施設等におけるICTを活用した「くまもとメディカルネットワーク」整備への助成
- 回復期病床への機能転換に係る施設整備への助成
- 医科歯科連携訪問歯科診療器材整備への助成
- 政策医療（へき地、小児、周産期）を担う特例診療所制度（※）を積極的に活用した病床数確保の検討 等

※特例診療所制度（医療法施行令第3条の3、医療法施行規則第1条の14第7項各号）

診療所の一般病床は、平成19年1月1日から病床規制の対象となり、新たに一般病床を設置又は増床する場合は、知事の許可を要す。ただし、在宅、へき地、小児、周産期医療を担う診療所については、病床過剰地域であっても、医療審議会等の意見を聴き、医療計画に記載され又は記載されることが見込まれることを要件として、知事への届出により一般病床の設置や増床ができるもの。

### (2) 在宅医療等の充実

（施策例）

- 在宅医療連携に関する協議会等の開催
- 在宅医療の拡充や質の向上のための人材育成（訪問看護師の育成等）
- 在宅歯科医療連携室及び在宅訪問薬剤師支援センターの運営支援
- 小児訪問看護ステーションの運営支援
- 介護予防等推進のための地域リハビリテーション機能の充実
- 医療機関以外の新たな「受け皿」づくりの検討（第7期以降の介護保険事業計画等への反映）
- 政策医療（在宅医療）を担う特例診療所制度を積極的に活用した病床数確保の検討 等

### (3) 医療従事者の養成・確保

（施策例）

- 医師修学資金貸与者の県外枠（3名／年）新設（H28～）
- オール熊本で取り組む初期臨床研修医の確保
- 熊本県地域医療支援機構、熊本県へき地医療支援機構の取組を通じた医師確保
- 未就業医療従事者（看護職員、歯科衛生士）への復職支援
- 看護師等修学資金貸与者の資金返還免除要件の緩和（訪問看護ステーション：H28～）
- 勤務環境改善に取り組む医療機関への支援

※働きやすい病院づくりや業務省力化への助成、病院内保育所の運営等への助成 等

#### (4) 介護従事者の養成・確保

(施策例)

- 介護福祉士等修学資金貸付（返還免除あり）
- 介護職離職者の再就職準備金貸付（返還免除あり）の新設（H28～）
- 福祉施設職員による中学生向け出前講座や学生との座談会
- 職員の処遇に優れた社会福祉施設の表彰
- 職員の経験年数や職階、役割に応じた研修
- 介護人材確保対策推進協議会による関係団体との連携

## 8 地域医療構想の実現に向けた推進体制

### (1) 推進体制

- 構想区域ごとに設置する「地域医療構想調整会議」で想定する議事等

### (2) 関係当事者の役割

- 県民、○ 各医療機関・医療関係団体、介護事業者・介護関係団体
- 保険者、○ 市町村、○ 県

### (3) 構想の進行管理

- 進行管理体制
  - ※医療・介護のあるべき姿の実現に向けたスケジュール
- 評価の方法
- 構想の変更の手続き 等

(以 上)